

令和2年 承認第1号

臨時代理の承認について

工事変更請負契約の締結について

教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号、以下「事務委任規則」という。）第3条により別紙のとおり臨時代理したので、事務委任規則第4条により別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和2年2月10日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和2年1月17日

みよし市長 小野田 賢 治

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 処 分 事 項 | 工事変更請負契約の締結 |
| 2 工 事 名 | 三吉小学校大規模改修（1期）建築工事 |
| 3 工 事 場 所 | みよし市三好町地内 |
| 4 請負契約金額 | 変更前請負契約金額 金191,543,000円
変更後請負契約金額 金200,880,900円
増減額 金9,337,900円 |
| 5 請 負 契 約 者 | 愛知県名古屋市昭和区南分町3丁目46番地
滝藤建設株式会社
代表取締役 滝 和 弘 |

専決処分について

【趣 旨】 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

【内 容】 三吉小学校大規模改修（1期）建築工事の契約額の決定を専決処分したので報告する。

令和2年2月17日処分

1	処 分 事 項	工事変更請負契約の締結
2	工 事 名	三吉小学校大規模改修（1期）建築工事
3	工 事 場 所	みよし市三好町地内
4	請負契約金額	変更前請負契約金額 金191,543,000円 変更後請負契約金額 金200,880,900円 増減額 金9,337,900円
5	請 負 契 約 者	愛知県名古屋市長和区南分町3丁目46番地 滝藤建設株式会社 代表取締役 滝 和 弘
6	担 当 課	教育行政課

○地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○市長において専決処分することを得る事項（昭和52年6月29日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項は、市長において専決処分をすることができる。

- 1 1件100万円未満の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 議会の議決のあった工事は又は製造の請負契約で1,000万円以下の変更をすること。
- 3 市営住宅の家賃の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 4 その目的の価額が100万円未満の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停（前号に規定するものを除く。）に関すること。

○みよし市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

